

# 目黒区 介護タクシー利用補助事業のご利用案内

## (車いす利用者への移動補助事業)

令和6年4月1日改定

### < 目次 >

- 1 介護タクシー利用補助事業について…………… P 1
- 2 介護タクシー利用補助事業を利用するには
  - (1) 利用対象者 …………… P 2
  - (2) 補助内容
    - ① 介護タクシー利用補助券の交付 (令和6年度分) …………… P 3
    - ② 介護タクシー高額利用補助 (令和6年度分) …………… P 4
  - (3) 申請から交付等まで
    - ① 介護タクシー利用補助券 (令和6年度分) …………… P 5
    - ② 介護タクシー高額利用補助 (令和6年度分) …………… P 5
  - (4) 介護タクシーの利用方法 …………… P 6
- 3 関連事業
  - ハンディキャブ (社会福祉協議会事業) …………… P 7
- 4 お問い合わせ先…………… P 8
- 5 介護タクシー事業者一覧 …………… P 9～35

# 1 介護タクシー利用補助事業について

介護タクシーは、乗車の際などに介助がついた、各種車いすやストレッチャーなどのまま利用できるタクシーです。

介護タクシー利用補助事業は、車いす利用者の方を対象とした移動支援事業として、介護タクシー利用料金の一部を区が補助する事業です。

## ●補助内容

- (1) 介護タクシー利用補助券の交付
- (2) 高額利用補助

各補助の詳細は、P3～P4をご覧ください。

## ●運行事業所

P 9～35「介護タクシー事業者一覧表」のとおり

## ●介護タクシーの運行内容

- ①目的地までの輸送
- ②各種介助サービス
- ③機材貸し出し（原則、各種車いす、ストレッチャーのみ）等

※介護保険の適用とならない部分に限ります。

## ●運行時間等詳細

P 9～35「介護タクシー事業者一覧表」の事業者別の記載を参照して下さい。

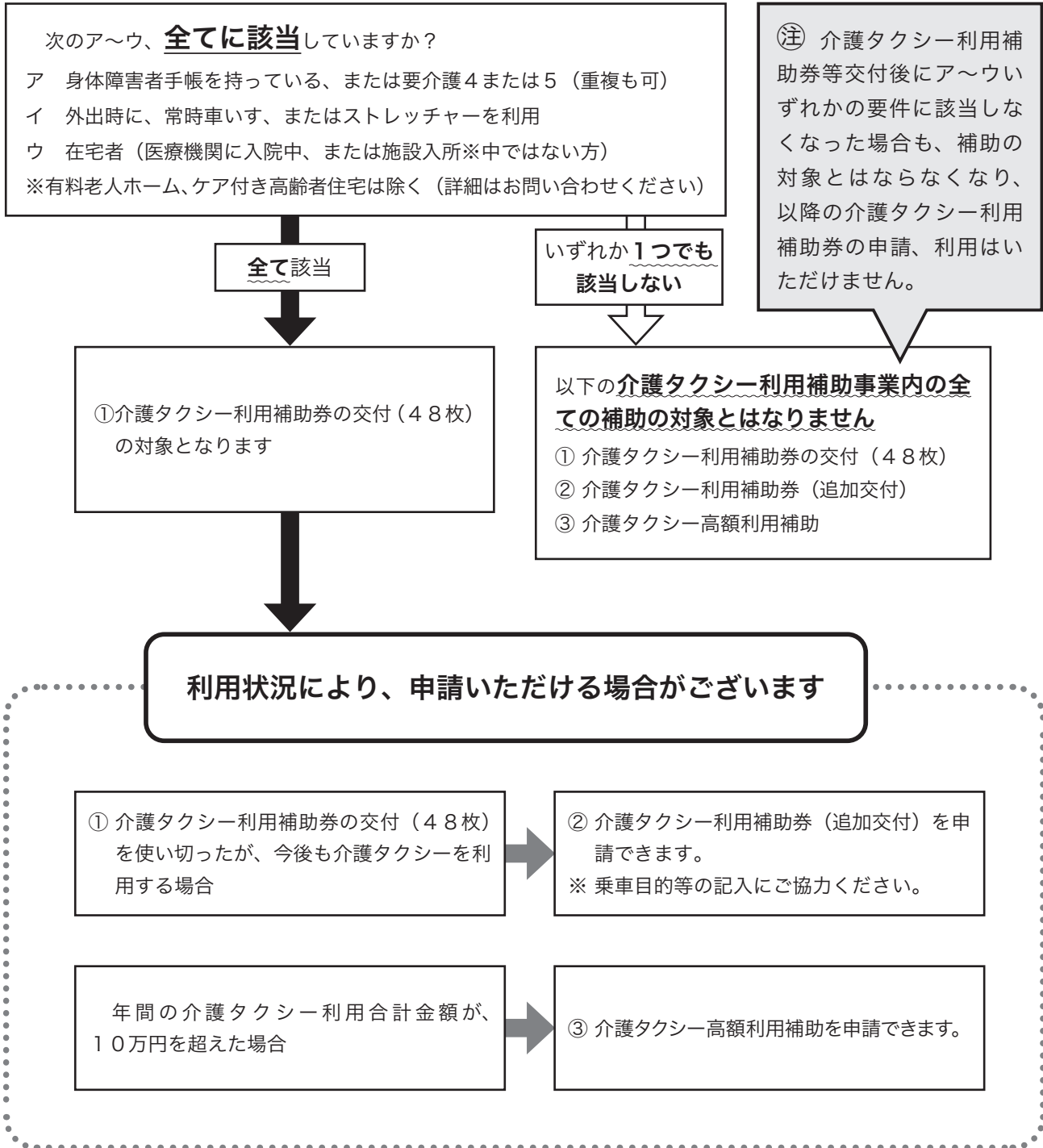
## ●利用区域

出発地または目的地のどちらか、または双方が東京都特別区、三鷹市及び武蔵野市内

## 2 介護タクシー利用補助事業を利用するには

### (1) 利用対象者

介護タクシー利用補助事業をご利用いただくには、次の要件に該当することが必要です。



## (2) 補助内容

### ① 介護タクシー利用補助券の交付（令和6年度分）

ア 交付枚数	<ul style="list-style-type: none"><li>●年間48枚（24枚×2冊）です。</li><li>●なお49枚以降も、利用者様の状況（①通院・リハビリ、②社会参加）（※1）に応じて、追加交付が可能です。</li><li>●紛失、破損の場合の再発行はありません。</li></ul>
イ 補助金額	<ul style="list-style-type: none"><li>●P9～P35「介護タクシー事業者一覧表」に掲載の介護タクシー事業者への1乗車ごとに<b>1枚の利用補助券が利用可能で、予約料（500円）、迎車料（770円）、基本介助料（1,000円）の合計金額（各カッコ内の金額を上限とした各事業者設定の実費額）を区が補助。</b></li></ul> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●補助対象となるのは、令和6年度介護タクシー利用補助券の申請・交付後に、区と協定を結んだ介護タクシー事業者を利用された場合に限りです。 （申請・交付前のご利用分に対しての遡っての支払い、及び、区と協定を結んでいない介護タクシー事業者を利用された場合は補助対象外（※2）です。</li><li>●複数枚の介護タクシー利用補助券を使用し、予約料、迎車料、基本介助料以外の料金の支払いは出来ません。（※3）</li></ul>
ウ 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"><li>●介護タクシーの利用合計金額から、「②補助金額」分を差し引いた金額を、福祉タクシー利用券または、現金でお支払いください（次ページに計算例有）。</li><li>●介護保険の利用はできません。</li></ul>

（※1）通院・リハビリ以外の活動で、就労だけではなく、冠婚葬祭や町内会などの地域行事の地域社会活動、趣味や習い事、買い物など、広く社会と関係をもつ活動を指します。

（※2）介護タクシー利用補助券の交付による補助金額に関しては、区と各事業者間で結ぶ協定の中で事業者ごとに定めています。そのため、区と協定を結んでいない事業者については、介護タクシー利用補助券の交付による補助金額が定められていないため補助を行うことができず、ご利用いただくことが出来ません。

（※3）介護タクシー利用補助券は、介護タクシーを利用される皆さまの費用負担を、出来るだけ同様に軽減することを目的としております。

事業者の設定により異なる部分はありますが、予約料（500円）、迎車料（770円）、基本介助料（1,000円）は、各利用者様の状況（+αの介助の必要の有無、通院先等の違いによる乗車距離（遠近）等）に左右されない、介護タクシーを利用時には基本的に発生してくる料金で、利用者の皆さまがほぼ共通にご負担いただく部分です。

そのため、介護タクシー利用補助券はこの共通にご負担いただく部分の金額の補助に限定させていただきます。

## ～介護タクシーの利用者負担（計算例）～

<p><b>&lt;例1&gt;</b>            利用料金合計額 10,000 円</p> <p>内訳</p> <p>①予約料 500 円、②迎車料 770 円            ③基本介助料 1,000 円            上記以外の料金（運賃） 7,730 円</p>	<p>10,000 円－（予約料 500 円＋迎車料 770 円＋基本介助料 1,000 円）※            = 10,000 円 -2,270 円→ <u>7,730 円</u>            ※<b>全て上限額で計算。</b></p>
<p><b>&lt;例2&gt;</b>            利用料金合計額 10,100 円</p> <p>内訳</p> <p>①予約料 400 円、②迎車料 800 円            ③基本介助料 1,100 円            上記以外の料金（運賃） 7,800 円</p>	<p>10,100 円－（予約料 400 円＋迎車料 770 円＋基本介助料 1,000 円）※            = 10,100 円 -2,170 円→ <u>7,930 円</u>            ※①予約料は実費額、②迎車料および③基本介助料は上限額で計算（30 円＋100 円＝ 130 円は自己負担）。</p>

## ② 介護タクシー高額利用補助（令和6年度分）

<b>ア 補助内容</b>	<p>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの介護タクシー利用合計金額から介護タクシー利用補助券の補助金額を差し引いた金額が、10万円を超えた場合に、超えた金額の50%を補助します。</p> <p><b>&lt;注意事項&gt;</b>            次の（ア）～（ウ）の全てに該当している場合のみ高額利用補助対象（※4）となります。            （ア）介護タクシーの利用日が、令和6年度介護タクシー利用補助券の申請・交付後            （イ）区と協定を結んでいる介護タクシー事業者を利用            （ウ）利用の際の領収書（原本）の提出が可能</p>
<b>イ 補足</b>	10円未満の端数は切り捨てとなります。

（※4）高額利用補助は、「①介護タクシー利用補助券の交付」により、まず基礎として皆さまが共通にご負担いただく部分の費用負担の軽減を行い、その後、利用者様の状況に応じて発生する「高額」な費用負担部分に対し、少しでも軽減することを目的として実施しております。

そのため、令和6年度介護タクシー利用補助券の申請・交付前は、その基礎部分がありませんので、高額利用補助の対象外となります。

また、介護タクシー利用補助券の交付による補助金額に関しても、区と各事業者間で結ぶ協定の中で定めています。そのため、区と協定を結んでいない事業者については、介護タクシー利用補助券の交付による補助金額が定められておらず、基礎となる介護タクシー利用補助券の交付による補助が行えないことから、高額利用補助の対象外となります。

領収書（原本）は利用日、介護タクシー事業者名、金額の確認のための必須書類です（高額利用補助の処理を行った後、確認印を押印し領収書原本はお返しいたします）。

### (3) 申請から交付等まで

P2の「(1) 利用対象者」に該当した場合、申請をいただくことで、介護タクシー利用補助券の交付等を受けることができます。

#### ① 介護タクシー利用補助券（令和6年度分）

<p><b>ア 申請</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請は随時受け付けます。</li> <li>●次のいずれか一つの方法により申請が必要です。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・LoGo フォーム（令和5年2月から開始） 以下のアドレス、または右のQRコードから直接ご申請ください。（スマートフォン、パソコン） <a href="https://logoform.jp/form/KeTk/meguro/kaigotaxi">https://logoform.jp/form/KeTk/meguro/kaigotaxi</a></li> <li>・郵送 申請書は区ホームページに掲載しています。お電話をいただければ郵送も致します。</li> <li>・障害者支援課窓口 (注) 申請から1週間以内の介護タクシーの利用をご希望の場合は、お手数ですが窓口までご持参ください。</li> </ul> </li> <li>●年度内に追加交付を希望される場合も、その都度申請が必要です（必要冊数（1冊または2冊）を選択してください）。</li> <li>●年度ごとの申請が必要です（令和6年度に申請があった方には、令和7年1月下旬ごろ翌年度分の申請の案内を送付する予定です）。</li> </ul>
<p><b>イ 交付</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請受付後、LoGo フォーム、郵送での申請の場合は簡易書留で、窓口での申請の場合はその場で、介護タクシー利用補助券を交付いたします。</li> </ul>



#### ② 介護タクシー高額利用補助（令和6年度分）

<p><b>ア 申請</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6年4月1日から令和7年3月31日までの介護タクシー利用合計金額が、10万円を超えた場合に申請できます。</li> <li>●詳細はP. 4「② 介護タクシー高額利用補助（令和6年度分）」及び各注意書きをご覧ください。</li> <li>●提出書類は、申請回数により、下記のとおりとなります &lt;共通書類&gt;             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護タクシー高額利用補助 申請書</li> <li>・介護タクシー高額利用補助 請求書</li> </ul>             ※お電話をいただければ、郵送いたします。           </li> <li>&lt;1回目&gt; 共通書類に、令和6年4月以降（年度途中で介護タクシー利用補助券を申請の場合はその申請日以降）の介護タクシー領収書全て →支払額が10万円を超えたことの確認が必要なため、全ての領収書（原本）の添付が必要。</li> <li>&lt;2回目以降&gt; 共通書類に、前回の申請で未提出分の介護タクシーの領収書（原本）</li> <li>●領収書（原本）の添付がない申請は認められません（なお、領収書（原本）は、区の確認印を押印しコピー後に返却いたします）。</li> <li>●まとめでの申請、随時申請どちらも可能です。</li> <li>●翌年度分の介護タクシー利用補助券の申請案内を送付する際に、改めてご案内する予定です。</li> </ul>
<p><b>イ 振込</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「介護タクシー高額利用補助請求書」で指定いただいた口座へ振り込みいたします。</li> <li>●振込の際は、振込通知をお送りします。</li> </ul>



## (4) 介護タクシーの利用方法

①予約方法	<ul style="list-style-type: none"><li>●介護タクシー協定事業者一覧表（P9～P35）掲載の事業者に予約を行ってください。</li><li>●予約の際、介護タクシー利用補助券を利用すること、また利用内容（日時、車いすの種類・大きさ等、基本介助料以外の介助の希望の有無等）の詳細（以下参照）を事業者に伝え、必ず利用料金の確認を行った上でご利用ください。</li></ul>
-------	---

### <詳細>

(例) 病院などへの配車……「正面口」等の名称

車椅子の種類・大きさ……実際に乗降する際の車椅子の状態（例：リクライニング式車いすを倒したまま乗車するなど）での大きさが合うか確認

基本介助料以外の介助関連……介護タクシーまでの移乗（ベッド→車椅子）や階段介助の有無等

②利用当日	<ul style="list-style-type: none"><li>●<u>介護タクシー利用補助券（※1）</u>を介護タクシー事業者にお渡しください。</li><li>●利用料金合計額から、介護タクシー利用補助券の補助金額（予約料（500円）、迎車料（770円）、基本介助料（1,000円）の合計金額 *各カッコ内の金額を上限とした各事業者設定の実費額）を差し引いた利用料金を福祉タクシー利用券または、現金でお支払いください。</li><li>●<u>全ての利用料金のわかる領収書（できれば明細あり）</u>を必ず受け取ってください。（※2）</li></ul>
-------	--

(※1) 利用当日、介護タクシー利用補助券を忘れずにご用意ください。

利用当日、事業者に対して、当該年度に有効な介護タクシー利用補助券の手渡しができない場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください（後日、事業者に利用補助券を手渡しして精算することはできません）。

(※2) 領収書は、介護タクシー高額利用補助を申請する際に必要となるため、必ず受け取ってください。

年度内に、介護タクシー利用合計金額が、高額利用補助の申請が可能になる10万円を超える可能性を考え、受け取った領収書は、年度末（令和7年3月末）まで保管してください。

なお、高額利用補助と確定申告の両方に介護タクシーの領収書を申請（申告）することはできません。

### 3 関連事業

その他、介護タクシー利用補助事業に関連した、車いす利用者向けの移動手手段支援をご案内します。

#### ハンディキャブ（社会福祉協議会事業）

高齢や障害等の理由で、一人では外出が困難な方へ、車いすごと乗れる自動車「ハンディキャブ」を運行しています。通院やお買物、公園等へのお散歩など、お出かけの際にご利用ください。

##### ① 利用対象者

目黒区に在住し、一人では公共交通機関（電車・バス・タクシー）を利用して外出することが困難な高齢者や障害のある方（原則として、身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方、要介護・要支援の認定を受けている方）

##### ② 運行内容

ア 日時	・月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始の休日、車両整備に要する日等を除く） ・9時から17時（運行時間には、社会福祉協議会を基点として、出庫してから入庫するまでの時間が含まれます）
イ 運行の範囲	目黒区内及びその近郊で原則、発着地のいずれかが目黒区内。目黒区を中心とした地図上の直線距離で半径15キロメートルの範囲内。
ウ 利用予約	利用希望日を含めた14日前（休日の場合は直後の平日）の9時から前日の17時まで、予約専用電話で先着順に受け付けます。（「利用希望日」の当日の予約や予約時間の変更はできません。）
エ ご利用にあたって	・運行中の安全を確保するため、 <b>必ず介助者（2名まで）の乗車が必要</b> になります。 ・運転者は乗降時のみのお手伝いになります。 ・宿泊を伴う遠隔地への運行はいたしません。
オ 利用料金	・3キロメートルごとに500円。[乗車地点から降車地点までの地図上の直線距離で測定。おおむね、小型タクシー迎車時（障害者割引10%含む）の1/2以下の料金になります。] ・迎車料金150円。 ・地図上の直線距離で片道5km以上の往復利用のかたは待機料金をいただきます。最初の1時間迄150円。以降1時間ごとに200円加算。 ・有料道路（片道のご利用でも往復分）有料駐車場などの実費（往復ご利用で現地待機の場合など）は別途ご負担していただきます。 ・ご利用の際にお支払ください。ただし現金のみの扱いとさせていただきます。タクシー券等のご利用できません。

##### ③ 利用方法

- ・ハンディキャブのご利用にあたっては、事前に会員として登録しておくことが必要です。お気軽に社会福祉協議会までお問合せください（登録は予約制になります。電話でご予約の上ご来所ください）。
- ・申請の内容を審査した上で、利用会員として登録いたします。
- ・登録時に年会費500円をいただきます。

＜申請時に必要なもの＞

- ・介護保険被保険者証、障害者手帳等（コピー可）
- ・主に希望される目的地の所在地が分かるものなど（病院の診察券など）



## 4 お問い合わせ先

### (1) 本案内に関すること、介護タクシー利用補助事業、特別支援学校在宅訪問教育対象児学校行事等参加補助事業について

目黒区 障害者支援課 支援サービス係（目黒区総合庁舎 2階）

平日（月）～（金） 午前8時30分～午後5時

電話 03-5722-9846（直通）

FAX 03-3715-4424

### (2) 介護タクシーの予約、介助内容（料金含）等について

各介護タクシー事業者

P9～P35「介護タクシー事業者一覧表」のとおり

### (3) ハンディキャブ

社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会

平日（月）～（金） 午前8時30分～午後5時

電話 03-3711-4995

FAX 03-3719-8715